

特定非営利活動法人全国災害ボランティア支援団体ネットワーク 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人全国災害ボランティア支援団体ネットワークという。

2 この法人の英文名は、**Japan Voluntary Organizations Active in Disaster** とする。

3 この法人の略称は、**JVOAD** と表記する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

(目的)

第3条 この法人は、災害時の被災者支援活動が効果的に行われるため、地域、分野、セクターを超えた関係者同士の連携の促進および支援環境の整備を図ることを目的とする。また、その活動を通じて将来の災害に対する脆弱性を軽減することに貢献する。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 災害救援活動
- (2) 地域安全活動
- (3) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として以下の事業を行う。

- (1) 災害対応に関する連携促進および支援環境整備事業
- (2) 災害発生時における災害対応事業
- (3) その他、この法人の目的を達成するために必要と認められる事業

第2章 会員

(会員の種類)

第6条 この法人には、次に掲げる会員を置き、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」とする）上の社員とする。

(1) 正会員

この法人の目的に賛同して入会した団体及び個人

(2) 賛助会員

この法人の目的に賛同し、年会費をもって活動を資金面で支援する団体及び個人

(入会)

第7条 この法人の正会員となろうとするものは、別に定める入会申込書を代表理事に提出するものとする。

2 代表理事は、前項の申し込みがあったとき、理事会にこれを諮り承認を得た上で、これを拒否する正当な理由のない限り、入会を認めなければならない。

3 代表理事は第1項又は第2項のもの入会を認めないときは、速やかに理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第8条 会員は、理事会において定める会費を毎年納入しなければならない。

(会員資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、理事会の決議を経て、その資格を喪失する。

(1) 本人が死亡し、若しくは失そう宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。

(2) 会費を2年にわたって納入しないとき。

(3) 破産宣告を受けたとき。

(退会)

第10条 会員は、別に定める退会届を代表理事に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次のいずれかに該当するときは、理事会の議決により、これを除名することができる。

(1) この定款または規定に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

第3章 役員等

(種別及び定数)

第12条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 5人以上、20人以下
- (2) 監事 1人以上、3人以下
- 2 理事のうち1名を代表理事とし、若干名を副代表理事とすることができる。

(選任等)

第13条 理事は、次により決定する。

- (1) 理事会において理事候補者を選出し、総会において選任する。
- (2) 代表理事及び副代表理事は、理事の互選とする。
- 2 役員のうちには、それぞれの配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 3 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。
- 4 監事は、総会において選任する。
- 5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第14条 代表理事は、この法人を代表し、その業務を統括する。

- 2 副代表理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故があるとき又は代表理事が欠けたときは、代表理事があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会又は理事会の議決に基づきこの法人の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会または所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

(任期等)

第15条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合に限り、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
- 3 補欠又は増員により選任された役員の任期は、前項の規定にかかわらず、それぞれの前任者又は現任者の残任期間とする。
- 4 役員は、辞任または任期満了の後においても、第12条第1項に定める最小の役員数を欠く場合には、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。
- 5 理事または監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

- 第16条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会において正会員総数の過半数の議決によりこれを解任することができる。
- (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。
 - (2) 職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があったと認められるとき。
- 2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。
 - 3 前2項及び第21条の第1項第2号の規定にかかわらず、役員が法第47条第1号に規定する欠格事由に該当すると認められるときは、理事会の議決により、これを解任できる。

(報酬等)

- 第17条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。
- 2 役員の報酬の額は、理事会の決議を経て定める。
 - 3 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

(顧問)

- 第18条 この法人に、顧問として若干名を置くことができる。
- 2 代表理事は、理事会の同意を得て、有識者を顧問として委嘱することができる。
 - 3 顧問は、必要と認める事項について代表理事に助言し、又は会議に出席して意見を述べることができる。

第4章 会議

(会議の種別)

- 第19条 この法人の会議は、総会、理事会とし、総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(会議の構成)

第20条 総会は、正会員をもって構成する。

2 理事会は、理事をもって構成する。

(会議の権能)

第21条 総会は、次の事項を議決する。

- (1) 役員を選任
- (2) 役員を解任
- (3) 定款の変更
- (4) 合併
- (5) 解散
- (6) 解散における残余財産の帰属先
- (7) 理事会が総会に付すべき事項として議決した事項

2 総会は次の事項を報告する。

- (1) 事業計画及び予算
- (2) 事業報告及び決算

3 理事会は、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画及び予算ならびにその変更
- (2) 事業報告及び決算
- (3) 理事候補の選任
- (4) 会費の額
- (5) 事務局の組織及び運営に関する重要事項
- (6) 長期借入金の借入れ
- (7) 総会に付すべき事項
- (8) その他、この法人の運営に関する必要な事項

(会議の開催)

第22条 通常総会は、毎年1回事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。

2 臨時総会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって、招集の請求があったとき。
- (3) 監事が第14条第4項第4号の規定により、招集するとき。

3 理事会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 代表理事が必要と認めたとき。

(2) 理事の現在数の3分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。

(招集)

第23条 総会及び理事会は、前条第2項第3号の場合を除き代表理事が招集する。

- 2 代表理事は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 代表理事は、前条第3項第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に理事会を招集しなければならない。
- 4 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面、ファクシミリ又は電磁的方法をもって、開会日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。
- 5 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面、ファクシミリ又は電磁的方法をもって、原則として開会日の少なくとも3日前までに通知しなければならない。ただし、災害時など緊急を要するときはこの限りではない。

(議長)

第24条 総会の議長は、その総会において出席した正会員の中から選出する。

- 2 理事会の議長は、代表理事または代表理事が指名したものが行う。

(定足数)

第25条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開催できない。

- 2 理事会は、理事現在数の2分の1以上の出席がなければ開催できない。

(議決)

第26条 総会及び理事会の議事は、出席した構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

- 2 総会における議決事項は、第23条第4項の規定により、あらかじめ通知された事項とする。ただし、緊急の場合については、総会出席者の2分の1以上の同意により議題とすることができる。
- 3 理事会における議決事項は、第23条5項の規定により、あらかじめ通知された事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した理事の3分の2以上の同意があった場合は、その限りではない。
- 4 議決すべき事項につき特別な利害関係を有する構成員は、当該事項について表決権を行使することができない。
- 5 理事又は正会員が、総会の目的である事項について提案した場合において、正会員

全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(書面表決等)

第27条 各正会員及び各理事の表決権は平等なるものとする。

- 2 総会又は理事会に出席できない構成員は、あらかじめ通知された事項について、書面、ファクシミリ若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の構成員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 理事会においては、代理人をもって表決権を行使することができる。代理人は、別に定める代理権を証する書面を、会議ごとに議長に提出しなければならない。
- 4 第2項の規定により表決権を行使する構成員は、前2条の規定の適用については、出席したものとみなす。

(議事録)

第28条 総会又は理事会の議決については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 構成員総数及び出席者数（書面表決者等は、その数を記載する）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び総会又は理事会において選任された議事録署名人2人が、記名押印、又は署名しなければならない。
 - 3 前2項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録による同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があったものとみなされた日及び正会員総数
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第5章 運営委員会

(運営委員会)

第29条 この法人に、迅速で円滑な事業実施を目的とした運営委員会を設置することができる。運営委員会は、この定款の定め及び理事会の議決を経て別に定める運営委員会規約に基づき運営する。

- 2 運営委員会は、代表理事及び理事会の議決により選任された運営委員をもって構成する。
- 3 運営委員会は、この定款で別に定める事項のほか、理事会から委任された以下の事項を議決する。議決した事項は理事会に報告し、承認を得るものとする。
 - (1) 理事会の議決した事項の実施及び予算執行に関する事項
 - (2) 災害発生時等における緊急対応に関する事項
 - (3) 専門委員会の設置運営等
 - (4) その他理事会の決議を経て委任された事項

第6章 資産及び会計

(資産の構成)

第30条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 事業に伴う収益
- (5) 財産から生じる収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第31条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

(管理)

第32条 この法人の資産は、代表理事が管理し、その方法は理事会が別に定める。

(会計の原則)

第33条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

(会計の区分)

第34条 この法人の会計は特定非営利活動に係る事業会計とする。

(事業年度)

第35条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第36条 この法人の事業計画及び予算は、代表理事が作成し、毎事業年度開始前に理事会の議決を経て、直近の通常総会に報告しなければならない。

(暫定予算)

第37条 前条の規定に関わらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び変更)

第38条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、代表理事は、既定予算の追加又は変更をすることができる。

2 代表理事は、前項の追加又は変更を行ったときは、直近の理事会でこれを報告し、承認を受けるものとする。

(事業報告及び決算)

第39条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表および財産目録等決算に関する書類は、毎事業年度終了後、代表理事が速やかに作成し、監事の監査を経た上、当該事業年度終了後3ヶ月以内に理事会の承認を経て、通常総会に報告しなければならない。

2 決算上余剰が生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(臨機の措置)

第40条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第7章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第41条 この定款は、総会において出席した正会員の3分の2以上の議決を経て、かつ、法第25条第3項に規定する事項については所轄庁の認証を受けなければ変更することができない。

2 この法人の定款を変更（前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く。）したときは、所轄庁に届け出なければならない。

(解散)

第42条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産手続開始の決定
 - (6) 法第43条の規定による設立の認証の取り消し
- 2 前項第1号の規定に基づき解散する場合は、総会において出席した正会員の3分の2以上の議決を経なければならない。
- 3 第1項第2号の規定に基づき解散する場合は、所轄庁の認定を受けなければならない。

(清算人の選定)

第43条 この法人が解散したときは、理事が清算人となる。ただし、合併の場合による解散を除く。

(残余財産の帰属)

第44条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）の際有する残余財産は、総会において出席した正会員の過半数の議決を経て選定された、この法人と同様の目的を持つ特定非営利活動法人または公益社団法人、公益財団法人に譲渡するものとする。ただし可否同数のときは議長の決するところによる。

(合併)

第45条 この法人は総会において出席した正会員の3分の2以上の議決を経、かつ所轄庁の認証を受けなければ合併することができない。

(公告の方法)

第46条 この法人の公告は、この法人のホームページおよび掲示場、もしくは官報に掲載して行う。

第8章 雑則

(事務局)

第47条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置くことができる。
- 3 事務局長は理事会が選任する。

- 4 その他、事務局の組織及び運営に関し重要な事項は、理事会の議決を経て代表理事が別に定める。

(その他の委員会)

第48条 第29条に規定する運営委員会のほか、第5条の事業実施に必要な場合は、運営委員会の議決により専門委員会を設置することができる。

- 2 専門委員会に必要な事項は、運営委員会の議決を経て代表理事が別に定める。

(実施細則)

第49条 この定款の実施に関して必要な規則は、理事会の議決を経て代表理事が別に定める。

附則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は第13条の規定に関わらず、次に掲げる者とする。
代表理事 栗田暢之、理事 大橋正明、阿久津幸彦、齋藤貢一、萩原なつ子、高橋良太、佐藤博子（笹川博子）、阪本真由美、明城徹也、監事 大城聡、鶴町昌司
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第15条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から2018年6月30日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業年度は第35条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から2017年3月31日までとする。
- 5 この法人の設立年度の事業年度の事業計画及び予算は、第36条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところとなる。
- 6 第8条の規定にかかわらず、設立当初の会費は設立総会で議事録に記載のある金額とする。